

都市再生整備計画

う め だ ち ょ う め ち く
梅田1丁目地区

お お さ か ふ お お さ か し
大阪府大阪市

令和7年10月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	大阪府	市町村名	大阪市	地区名	梅田 1 丁目地区	面積	16. 4ha
計画期間	令和 8 年度（2026 年度） ～ 令和 12 年度（2030 年度）			交付期間	令和	年度 ～ 令和	年度

目標

大目標：地下・地上が互いの特性を活かしながら、大阪の玄関口に相応しい、利便性・快適性・安全性の高いエリアを形成する。
目標 1：利便性が高く、分かりやすい、円滑な交通環境を創出する。 目標 2：にぎわいに溢れ、滞在しやすい、快適な都市環境を創出する。
目標 3：安心・安全な都市環境を創出する。

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況

- ・ JR大阪駅の正面に位置する梅田 1 丁目地区（以下、「当地区」という。）は、大阪駅前市街地改造事業（1962 年～1983 年施工）により「大阪の表玄関にふさわしい機能的で快適な業務商業ゾーンに改造する」ことを目的に、広幅員な道路整備や高層ビルの建設による高度利用化と不燃化が図られた。
- ・ 現在では、5 つの鉄道駅と、御堂筋・四つ橋筋・国道 2 号という大阪を代表する骨格道路に四辺を囲まれた交通結節点であるとともに、地下街を備え、商業・業務・宿泊・エンターテインメント・教育等の高次都市機能が集積した拠点地区となっている。
- ・ なお、当地区は、2002 年 7 月指定の都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域内にあり、その地域整備方針においては、風格ある国際的な中枢都市機能集積地の形成、大阪駅周辺等における歩行者空間の充実を図ることとしている。
- ・ 近年では、施設の老朽化に伴う魅力低下などの課題認識のもと、2012 年度には学識経験者で構成される「大阪駅南地区活性化検討会」が、2014 年度には地元地権者等で構成される「大阪ダイヤモンドシティ協議会」が、当地区の将来像をとりまとめ、歩行者空間等の拡充、公共的空間を活用したにぎわいの創出、安心・安全性の向上などの方向性が示された。
- ・ 都市再生特別地区の活用により、2022 年に大阪駅前地下道東西地下道拡幅等整備、梅田 1 丁目 1 番地計画が竣工している。また、今後、2026 年に梅田 1 丁目 1 番地計画周辺の歩道拡幅整備が完了する予定であり、地下・地上における歩行者空間の拡充と、一層の都市機能の集積が図られる。
- ・ 当地区では、官民が連携し、拡充整備の進む地下・地上の都市空間（大阪駅前地下道東西地下道、大阪駅前地下道東広場、梅田 1 丁目 1 番地計画周辺の歩道など）の維持管理等（清掃、点検・補修、巡回等）を行う。また、これらの都市空間で道路占用許可特例制度を活用した事業を行い、その収益を都市空間の維持管理費の一部に還元する自立したスキームを構築し、大阪の玄関口に相応しい良好な都市環境を将来的にも維持していく。

課題

- ・ 地下は、分かりにくさが課題とされており、大阪駅前地下道（東西地下道や東広場等）の整備・改修により、歩行区間が拡充され、今後、一層の歩行者数の増加が予想されることから、円滑な交通環境の創出のためには、案内機能の充実や、分かりやすさの向上に資する特徴的なストリートの形成等が求められる。
- ・ 地上は、梅田 1 丁目 1 番地計画周辺の歩道拡幅により「歩きやすい空間」の形成は進んでいるが、居心地が良く「歩きたくなる空間」の形成には至っておらず、快適な都市環境の創出のためには、にぎわいの創出や、滞在環境の向上に寄与するような、官民連携による空間の利活用が求められる。
- ・ 多くの人が訪れる交通結節点として、人々が安心・安全に回遊できる環境が求められる。

将来ビジョン（中長期）

- ①都市再生緊急整備地域「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域」地域整備方針（2002 年度指定）
 - ・ 目標：既存の都市基盤の蓄積等を生かしつつ、風格ある国際的な中枢都市機能集積地を形成
 - ・ 大阪駅周辺では、国際的な中枢業務機能、学術・研究機能、商業機能、情報発信機能、居住機能等の都市機能のより一層集積した複合市街地を形成
 - ・ JR・阪急・阪神・地下鉄の交通結節点である大阪駅周辺等において、歩行者空間の充実や、駅前広場の確保等を図り、交通拠点機能を強化
- ②特定都市再生緊急整備地域「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域」地域整備方針（2011 年度指定）
 - ・ 目標：国際人材・企業の活動を支える空間・基盤の整備、知的創造拠点機能の強化、海外の人々を惹き付ける文化機能の整備、インバウンド機能・MICE 機能・レジデンス機能の強化、生活利便施設の導入
 - ・ 大阪駅周辺における回遊性を高めるため、南北連絡通路等の整備や、道路上空の建築敷地としての活用による重層的な歩行者空間の充実など、歩車分離を基本とした快適な歩行者空間を形成
 - ・ 大阪駅周辺では、地下街等の防災性の向上、大規模災害時の帰宅困難者対策や B C P への対応、及びエリアマネジメントを推進
- ③「ダイヤモンド地区の将来像、長期的なありたい姿（大阪ダイヤモンドシティ協議会（地元地権者組織） 2014 年度作成）」
 - ・ 長期目標像：地区全体の公園的空間化
 - ・ 歩行者空間の拡充：幹線道路における車線の削減と歩道の拡幅、地区内道路の歩行者天国化、デッキネットワークの形成、垂直動線の整備
 - ・ にぎわい誘導：道路空間におけるオープンカフェや屋台等の設置

目標を定量化する指標								
指 標	単位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目 標 値		目標年度
						従前値の	目標年度	
歩行者交通量	千人/日	JR 大阪駅方面から梅田 1 丁目地区に流入する歩道・地下歩行者専用道路の交通量を実測	利便性が高く分かりやすい円滑な交通環境整備により、歩行者交通量を維持・向上できる。	187（平日）	令和 6 年度 (2024 年度)	従前値の 5%増	令和 12 年度 (2030 年度)	
歩行者空間の魅力度	%	梅田の他の地域と比べて、梅田 1 丁目地区にぎやかで雰囲気が良いと感じる割合（来街者アンケート）	にぎわいに溢れ滞在しやすい快適な都市環境創出や、安心・安全な都市環境創出により、歩行者空間の魅力度が向上する。	53	令和 6 年度 (2024 年度)	58	令和 12 年度 (2030 年度)	

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
【利便性が高く、分かりやすい、円滑な交通環境の創出】 ・来街者の円滑な回遊促進に向けた、案内機能の充実 ・地下空間の分かりやすさ向上に向けた、特徴的なストリートの形成 ・来街者にとって有益な情報発信機能の確保	【協定制度等】道路占用許可特例の活用 ・広告板（柱広告・壁面広告）の設置・管理（連続した広告設置による特徴的ストリート形成） ・案内所の設置・運営
【にぎわいに溢れ、滞在しやすい、快適な都市環境の創出】 ・地上のにぎわい創出に向けた、拡幅された歩行者空間の利活用 ・地上における滞在環境の向上に向けた、休憩・滞留空間の確保 ・魅力的な夜間景観の創出	【通常の道路占用許可】 ・イベントスペース、屋外ベンチの設置・管理、エリアイベントの開催 【その他】 ・エリアイベントの開催
【安心・安全な都市環境の創出】 ・大規模災害時に備えた、防災対策の充実 ・安心・安全な回遊促進に向けた、まちの防犯性の向上	【協定制度等】道路占用許可特例の活用 ・広告板（柱広告・壁面広告）の設置・管理（適時、防災啓発情報や災害情報も提供）
その他 ※当地区周辺における協働型のまちづくりの進捗状況の補足	
【公民協働の取組み】 ●大阪駅前地下道（都市計画道路大阪駅前 1 号線）の整備・維持管理 ・1942 年の大阪駅前地下道建設時には、阪神電気鉄道株式会社が建設工事費の一部を負担したほか、1967 年からは、公共（大阪市建設局、大阪市交通局（現・大阪市高速電気軌道株式会社））と民間（阪神電気鉄道株式会社）とが維持管理協定を締結し、大阪駅前地下道の維持管理の作業と費用を分担してきた。 ・2014 年の大阪駅前地下道東西地下道拡幅工事（その後、大阪駅前地下道東広場耐震改修工事も含めて）に際し、隣接する鉄道事業者であり緊急時の対応能力を有している民間（阪神電気鉄道株式会社）の活力を活用し、同工事の施行と大阪駅前地下道の維持管理を行っている。 ・加えて、2019 年からは、阪神電気鉄道株式会社が大阪駅前地下道に隣接する鉄道事業者・地権者と協力体制を構築し、地域特性に応じた、都市空間の活用を行っている。緊急時の対応能力を有している鉄道事業者・地権者等の協力体制により、大阪駅前地下道の維持管理と都市空間の活用を一体的に行うことにより、安全性・利便性・快適性の向上に寄与し、大阪の玄関口に相応しい良好な都市環境を将来的にも維持していく。	
【当地区のエリアマネジメント組織の設置状況】 ●一般社団法人梅田 1 丁目エリアマネジメント ・梅田 1 丁目 1 番地計画（都市再生特別地区を活用）の開発事業者である阪神電気鉄道株式会社及び阪急電鉄株式会社は、都市貢献として同地区におけるエリアマネジメントに主体的に取り組んでおり、両社の呼びかけにより、梅田 1 丁目地区のまちづくり活動を推進することなどを目的に、隣接する鉄道事業者・地権者により、2020 年 3 月に設立。隣接施設と一体となった体制を構築し、地域特性に応じた維持管理と都市空間の活用を行っている。 ・下記、地元組織（大阪ダイヤモンドシティ協議会、大阪ダイヤモンド地区エリアマネジメント推進委員会、梅田地区エリアマネジメント実践連絡会）とも連携し、各種エリアマネジメント活動を実施している。	
【その他公民協働の取組み事例】 ●大阪ダイヤモンドシティ協議会 ・梅田 1 丁目地区（通称「ダイヤモンド地区」）の振興と発展を目指して、地元企業・団体（2024 年 3 月時点で 16 企業・団体が参画）により、1977 年 12 月に設立。 ・2012 年に地区の将来像を策定し、「地区全体の公園的空間化」を長期目標に、人中心の道路空間化や、公共空間の有効活用による地区のにぎわい創出、安心・安全なまちづくり等を推進している。 ・2019 年 11 月には、道路空間を活用した歩行者空間拡充実験、公開空地を活用したにぎわい空間拡充実験を実施している。 ・2023 年度、にぎわい創出、安心・安全なまちづくりの活動の一部を、新たに発足した大阪ダイヤモンド地区エリアマネジメント推進委員会が実施を継承している。 ●梅田地区エリアマネジメント実践連絡会 ・梅田 1 丁目地区を含む梅田地区全体の競争力、集客力、地域力の向上と、持続的な発展を目指して、梅田地区の大規模地権者 4 者（西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、一般社団法人グランフロント大阪 TMO）により 2009 年 11 月に設立。2021 年に大阪市高速電気軌道株式会社が加わり、現在 5 者で活動している。 ・大阪・梅田駅周辺 MAP の作成・多言語化、SNS 等を活用した情報発信、公共空間等も活用した地域連携イベント、防災意識醸成に向けた取組みを継続して実施している。	

協定制度等の取組み										
官民連携によるエリアマネジメント方針等										
事業番号	事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体 (占用主体)	活用する制度					
					道路占用許可 特例(都市再生 特別措置法 46 条 10 項)	河川敷地占用 許可(河川敷 地占用許可準 則 22)	都市公園占用 許可特例(都 市再生特別措 置法第 46 条 12 項)	都市利便増進 協定(都市再 生特別措置法 46 条 25 項)	都市再生整備 歩行者経路協 定(都市再生 特別措置法 46 条 24 項)	低未利用土地 利用促進協定 (都市再生特 別措置法第 46 条 26 項)
1	● 広告板の設置・管理 ・大阪駅前地下道東西地下道・東広場・東通路・中央広場・西広場に、広告板(柱広告・壁面広告)を連続的に設置して、適切に維持管理する。 ・なお、設置するデジタルサイネージでは、適時、地区内の案内や、防災関連の情報も提供する。	・他と差別化された特徴的なストリートを形成し、地下空間の分かりやすさの向上を図る。 ・適時、来街者にとって有益な情報を提供することにより、更なる利便性向上や防災性向上を図る。	R8～12	公募選定事業者	○					
2	● 案内所の設置・運営 ・大阪駅前地下道東広場に、案内機能を備えた情報発信拠点を設置して、適切に運営する。	・来街者に有益な情報を提供し利便性向上を図るとともに、スムーズな移動・回遊を図る。	R8～12	公募選定事業者	○					
参考										
3	● イベントスペースの設置・管理 ・大阪駅前地下道東西地下道等に、イベントスペースを設置して、適切に維持管理する。 ・なお、設置するイベントスペースでは、適時、イベント・展示等により最新の情報を発信する。	・他と差別化された特徴的なストリートを形成し、地下空間の分かりやすさの向上を図る。 ・適時、来街者にとって有益な情報を提供することにより、地区のブランド力向上を図る。	R8～12	公募選定事業者						
4	● 屋外ベンチの設置・管理 ・国道 176 号の拡幅された歩道空間に、屋外ベンチを設置して、適切に維持管理する。	・休憩・滞留できる空間を確保し、まちの滞在環境の向上を図る。	R8～12	(一社)梅田 1 丁目エリアマネジメント						
5	● 屋外ベンチの設置・管理 ・市道梅田駅前線の拡幅された歩道空間に、屋外ベンチを設置して、適切に維持管理する。	・休憩・滞留できる空間を確保し、まちの滞在環境の向上を図る。	R8～12	(一社)梅田 1 丁目エリアマネジメント						
6	● エリアイベントの実施 ・市道梅田駅前線の歩道空間等にて、クリエイターやアーティスト、学生等と連携した短期的なエリアイベント等を実施することで、エリアのにぎわい醸成を図る	・にぎわいを創出し、居心地が良く歩きたくなるまちの形成を図る。	R8～12	(一社)梅田 1 丁目エリアマネジメント						

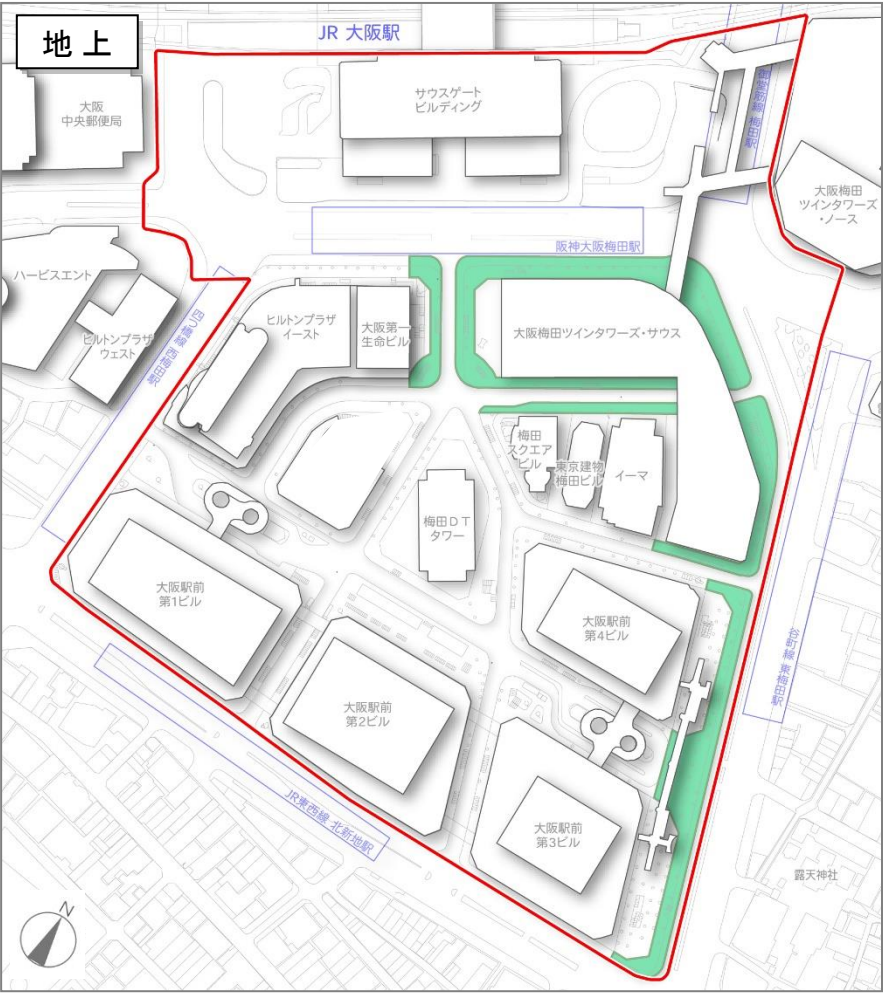
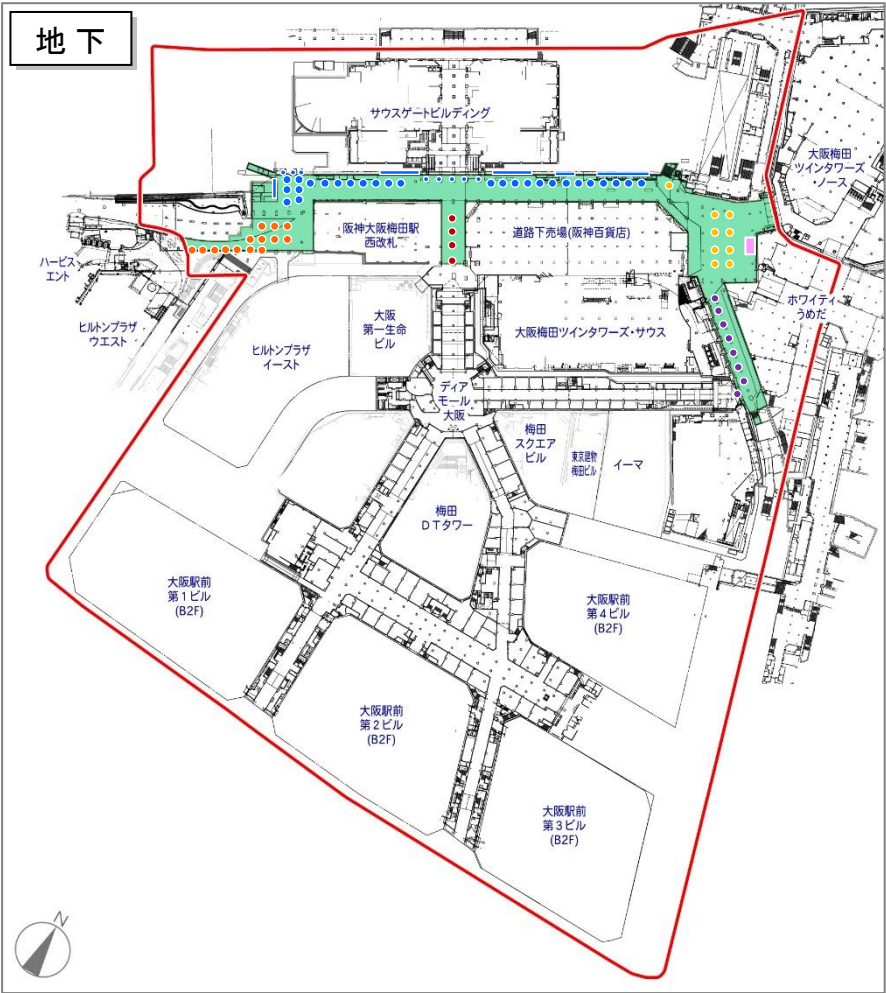
制度別詳細 1 (道路占用に関する事項) 都市再生特別措置法第 46 条第 10 項

制度の活用計画				
占用対象施設			占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置
道路 占用許可 特例対象 施設	1	広告板 (柱広告・壁面広告)	■路線名：都市計画道路大阪駅前 1 号線 大阪駅前地下道東西地下道・東広場・東通路・中央広場・ 西広場 (北区梅田 3 丁目 1 番 1 号地先)	・ 広告板周辺の日常清掃 ・ 違法広告物の撤去を実施し、良好な景観を保つ
	2	案内所	■路線名：都市計画道路大阪駅前 1 号線 大阪駅前地下道東広場 (北区梅田 3 丁目 1 番 1 号地先)	・ 案内所周辺の日常清掃 ・ 来街者に有益な情報を提供し利便性向上を図る
【参考】 通常の道路 占用許可 対象施設	3	イベントスペース	■路線名：都市計画道路大阪駅前 1 号線 大阪駅前地下道東西地下道等 (北区梅田 3 丁目 1 番 1 号地先)	・ イベントスペース周辺の日常清掃 ・ イベントスペース内において滞留者を適切に管理し、良好な 歩行者通行機能を保つ
	4	屋外ベンチ	■路線名：国道 176 号歩道部 (北区梅田 1 丁目 13 番 13 号地先)	
	5	屋外ベンチ	■路線名：市道梅田駅前線歩道部 (北区梅田 1 丁目 13 番 1 号地先)	
	6	エリアイベントスペース	■路線名：市道梅田駅前線歩道部 (北区梅田 1 丁目 13 番 1 号地先)	・ 隣接する民有地の空地と一体的に利用する等、優良な歩行者 空間を維持する ・ 歩道部（植栽帯部含む）にゴミ等が落とされた場合にはこま めに清掃する ・ イベント時に滞留者を適切に管理し、良好な歩行者通行機能 を保つ

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

道路占用許可特例対象施設



- 凡例
- 都市再生整備計画区域
 - 道路占用許可の特例を活用し、にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域

凡例（道路占用許可特例の対象となる施設）

- 1. 広告板（柱広告・壁面広告）（東西地下道）
- 1. 広告板（柱広告・壁面広告）（西広場）
- 1. 広告板（柱広告・壁面広告）（中央広場）



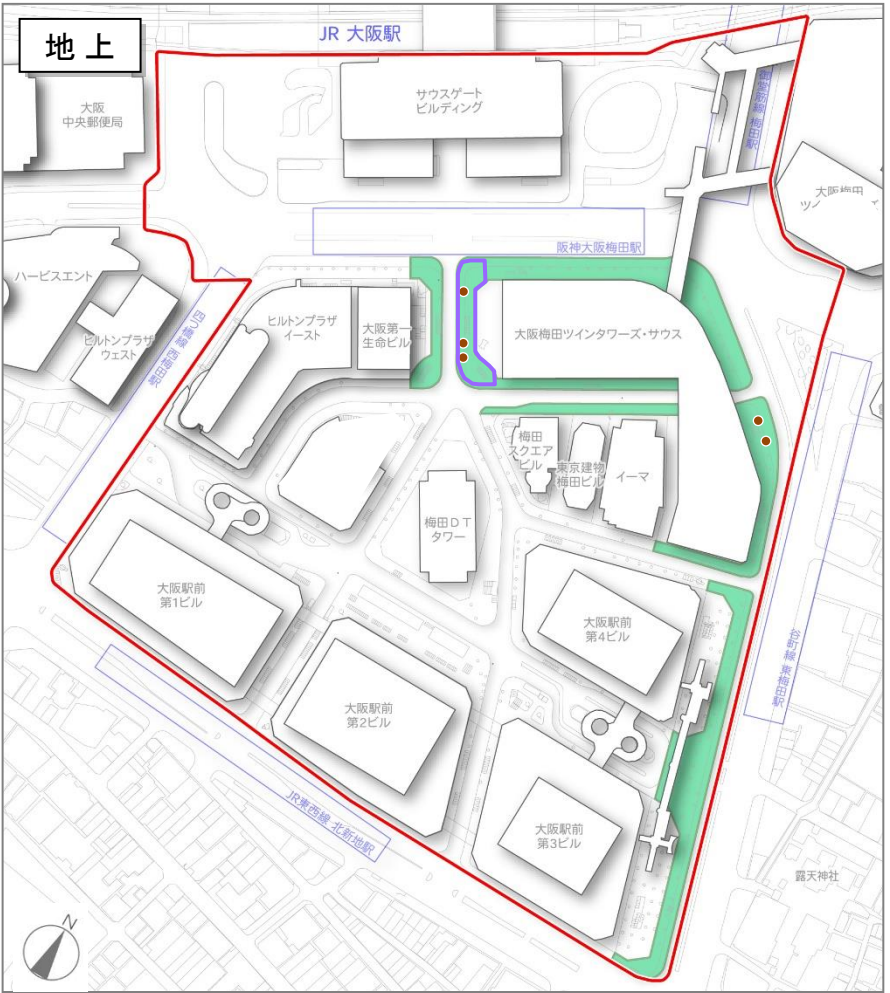
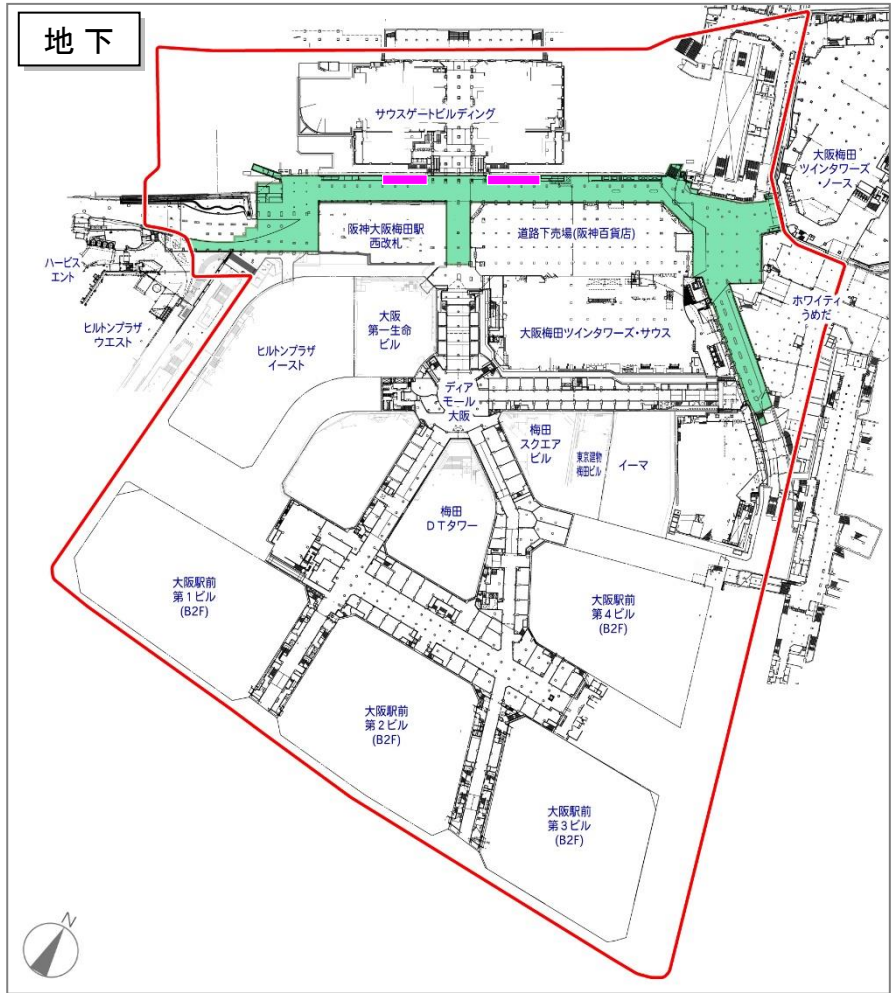
- 1. 広告板（柱広告・壁面広告）（東広場）
- 1. 広告板（柱広告・壁面広告）（東通路）
- 2. 案内所



制度別詳細【通常の道路占用許可】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

通常の道路占用許可対象施設



- 凡例
- 都市再生整備計画区域
 - 道路占用許可の特例を活用し、にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域

- 凡例 (通常の道路占用許可対象施設)
- (参考)
- 3 イベントスペース(東西地下道)
 - 6 エリアイベントスペース
 - 4、5 屋外ベンチ

制度別詳細 1-2-①（道路占用に関する事項）

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

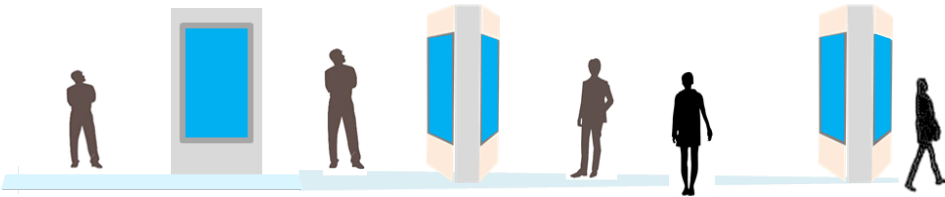
1. 広告板（東西地下道）
（デジタルサイネージ①）

大阪駅前地下道東西地下道（北区梅田3丁目1番1号地先）：21ヶ所
※占用範囲1ヶ所につき、デジタルサイネージ2面を設置

【イメージ写真】

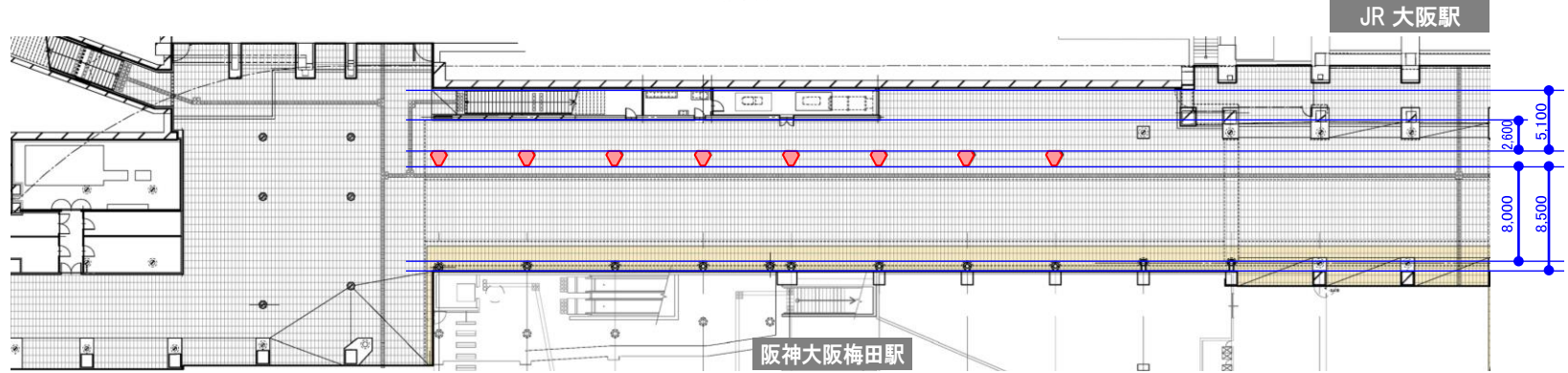


【イメージ図】



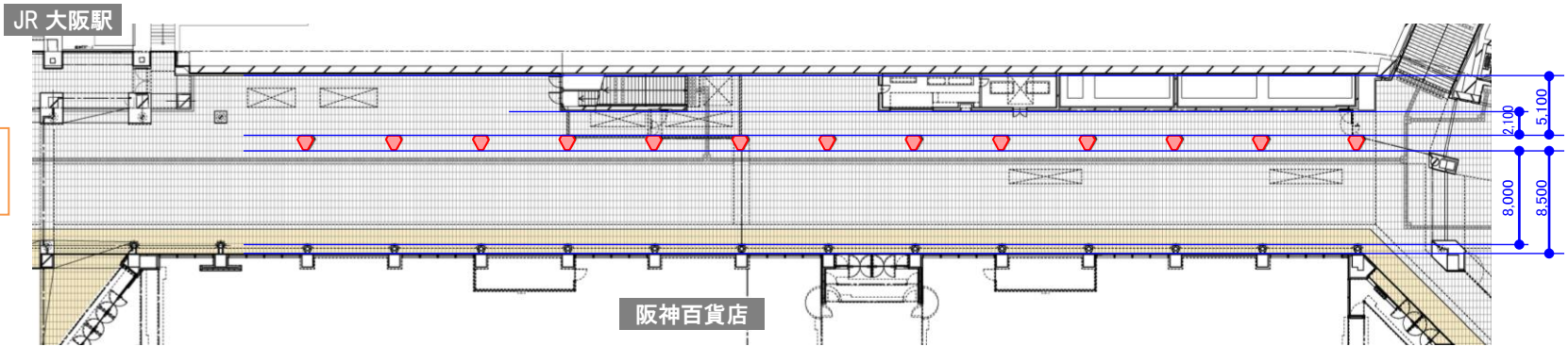
【配置計画図（範囲1）】

凡例
道路占用許可の特例を
活用する予定の区域

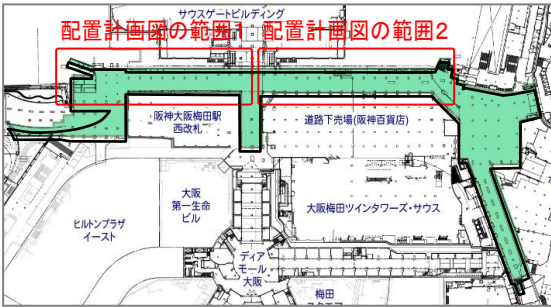


【配置計画図（範囲2）】

凡例
道路占用許可の特例を
活用する予定の区域



【キープラン】



制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

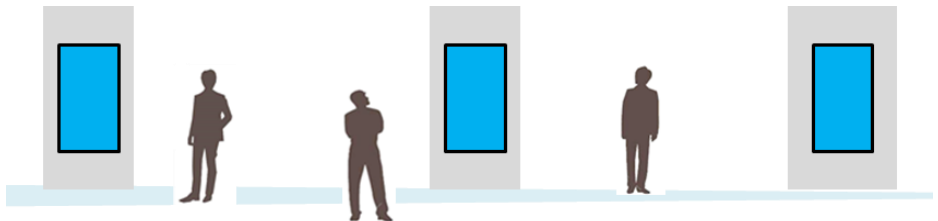
1. 広告板（東西地下道）
（デジタルサイネージ②）

大阪駅前地下道東西地下道（北区梅田3丁目1番1号地先）：5ヶ所
※占用範囲1ヶ所につき、デジタルサイネージ1面を設置

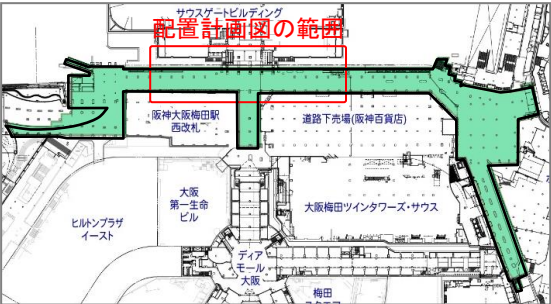
【イメージ写真】



【イメージ図】

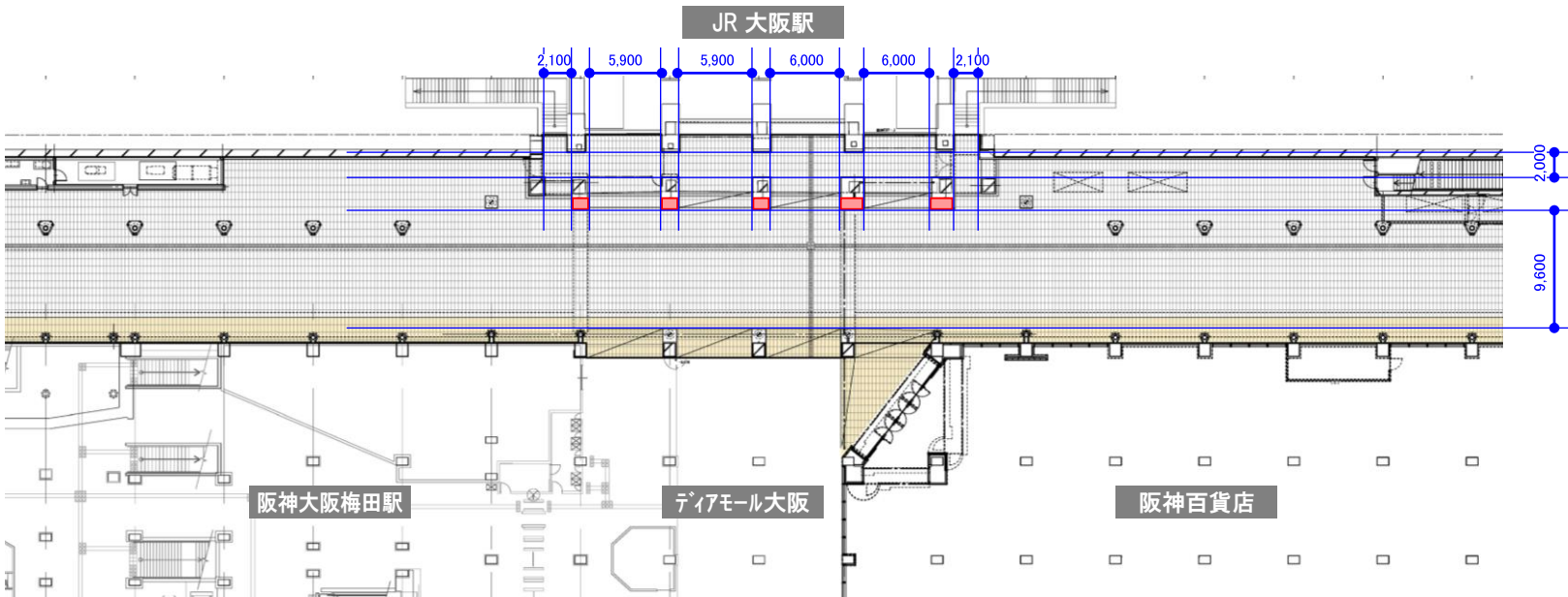


【キープラン】



【配置計画図】

凡例
道路占用許可の特例を
活用する予定の区域



制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

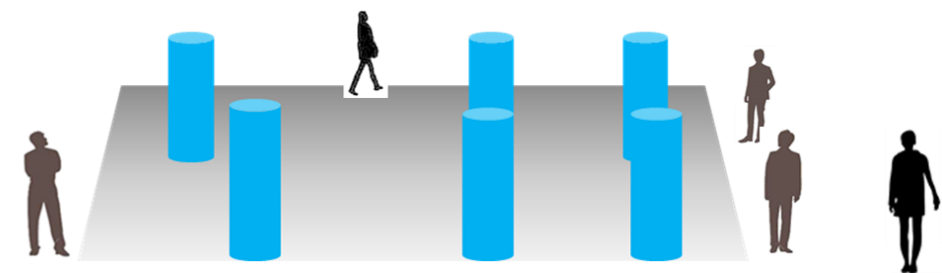
1. 広告板（東西地下道）
（円柱広告）

大阪駅前地下道東西地下道（北区梅田3丁目1番1号地先）：6ヶ所
※占用範囲1ヶ所につき、円柱の表面に設置（シート貼り）

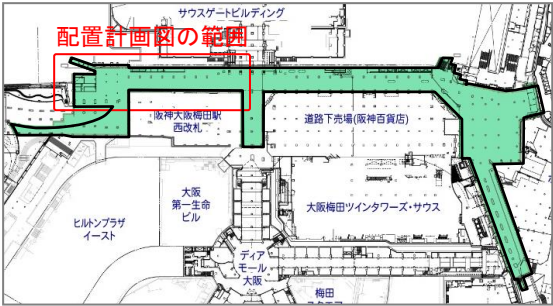
【イメージ写真】



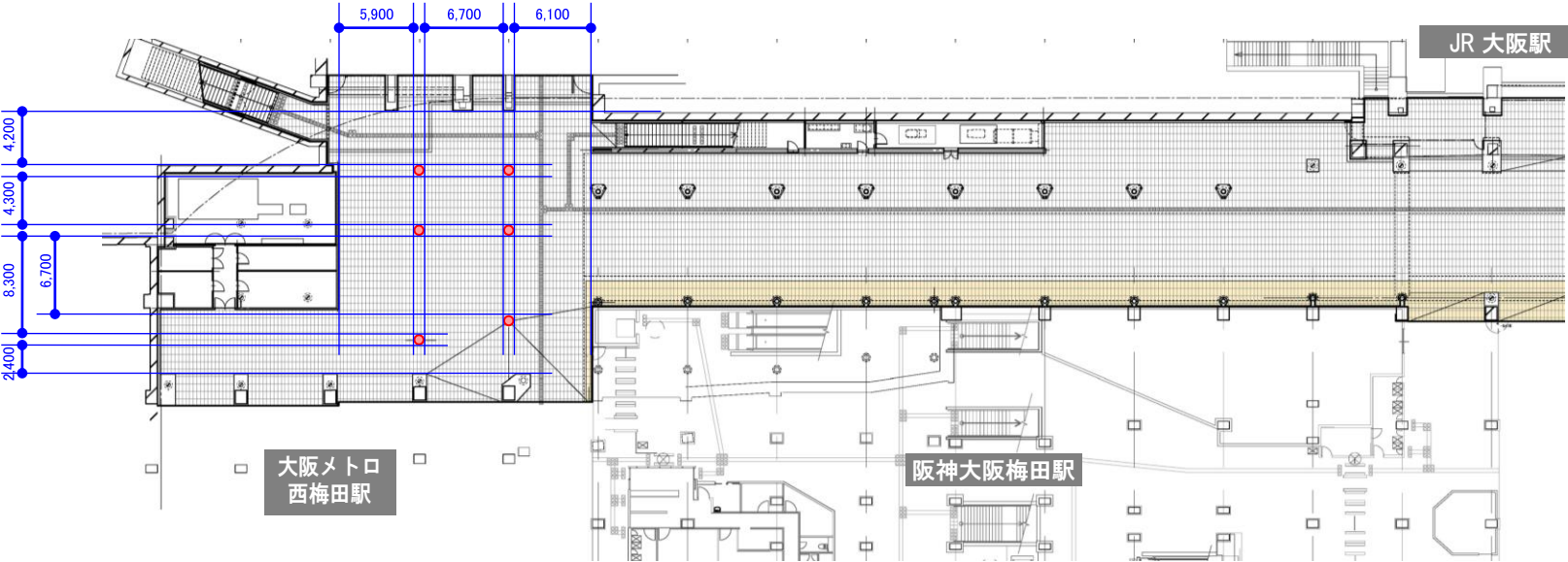
【イメージ図】



【キープラン】



【配置計画図】



凡例
道路占用許可の特例を
活用する予定の区域

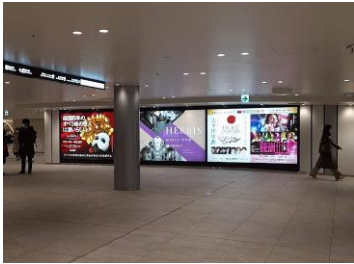
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

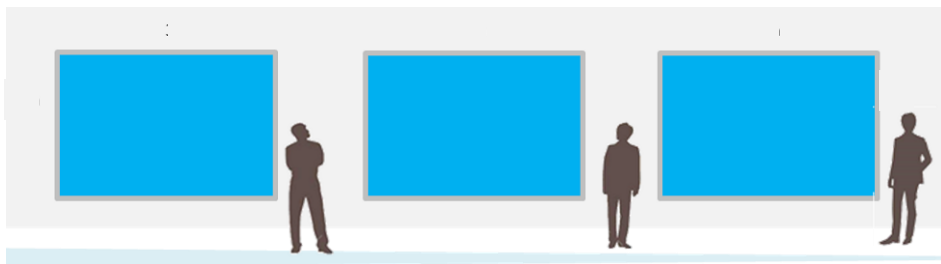
1. 広告板（東西地下道）
（電照看板①）

大阪駅前地下道東西地下道（北区梅田3丁目1番1号地先）：3ヶ所
※占用範囲1ヶ所につき、電照看板1面を設置

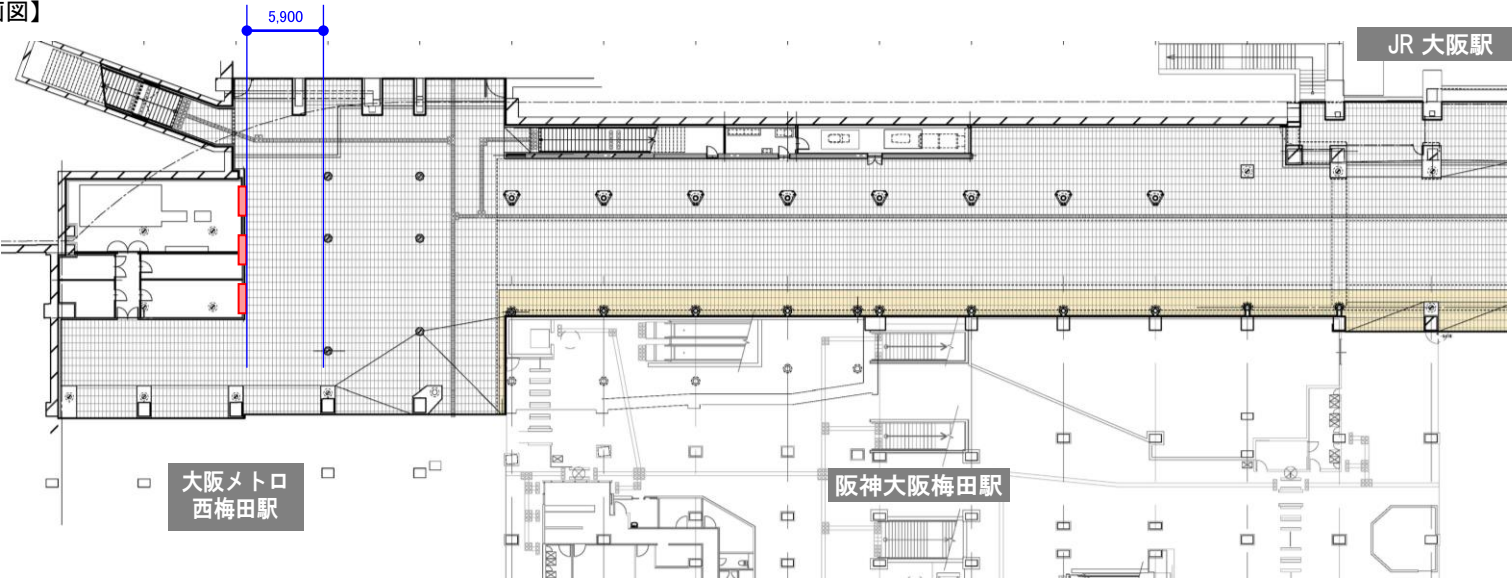
【イメージ写真】



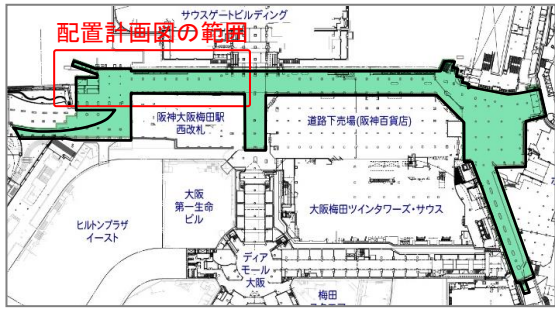
【イメージ図】



【配置計画図】



【キープラン】



凡例
道路占用許可の特例を
活用する予定の区域

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

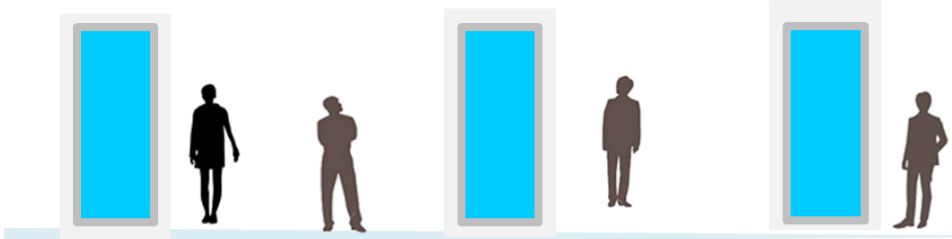
1. 広告板（東西地下道）
（電照看板②）

大阪駅前地下道東西地下道（北区梅田3丁目1番1号地先）：3ヶ所
※占用範囲1ヶ所につき、電照看板1面を設置

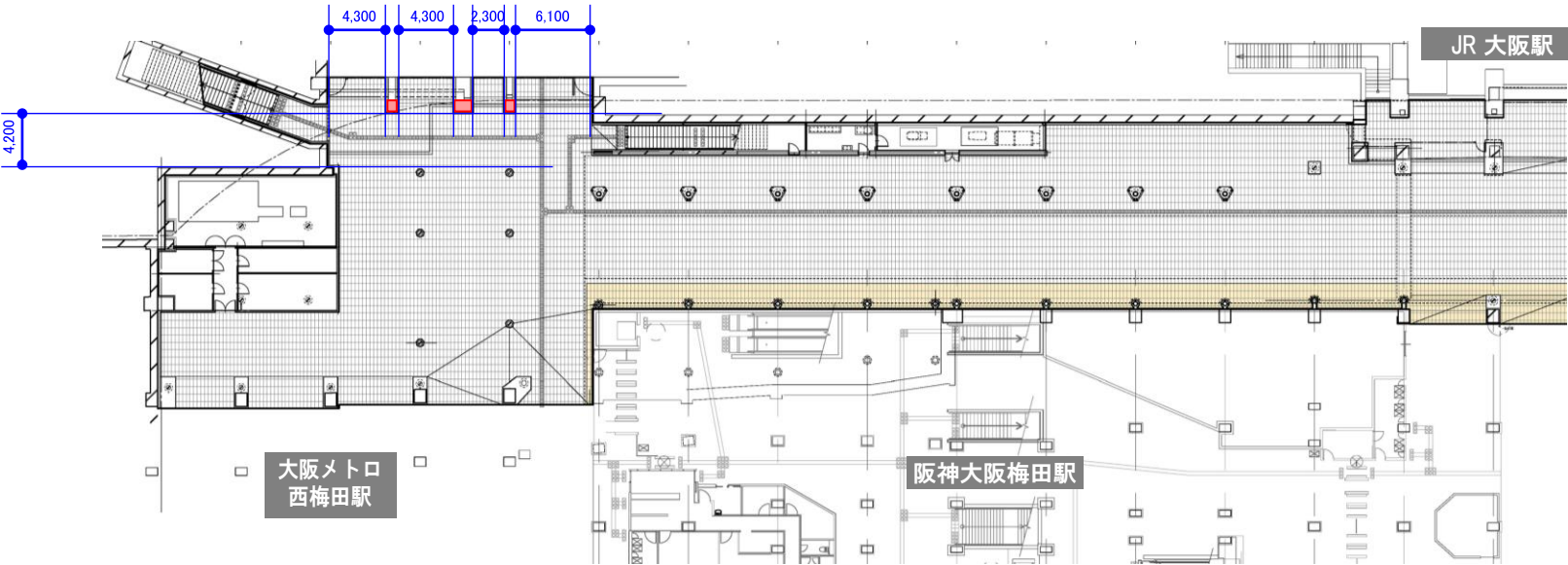
【イメージ写真】



【イメージ図】

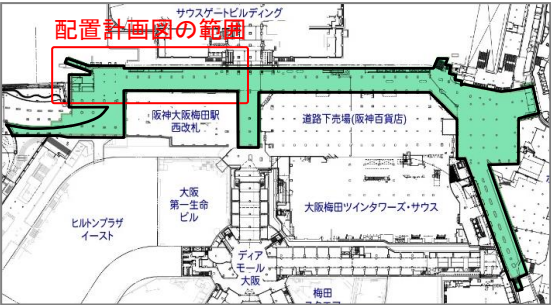


【配置計画図】



凡例
道路占用許可の特例を
活用する予定の区域

【キープラン】



制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1. 広告板（東西地下道）
（電照看板③）

大阪駅前地下道東西地下道（北区梅田3丁目1番1号地先）：2ヶ所
※占用範囲1ヶ所につき、電照看板1面を設置

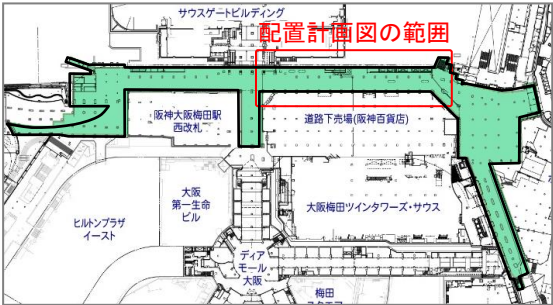
【イメージ写真】



【イメージ図】



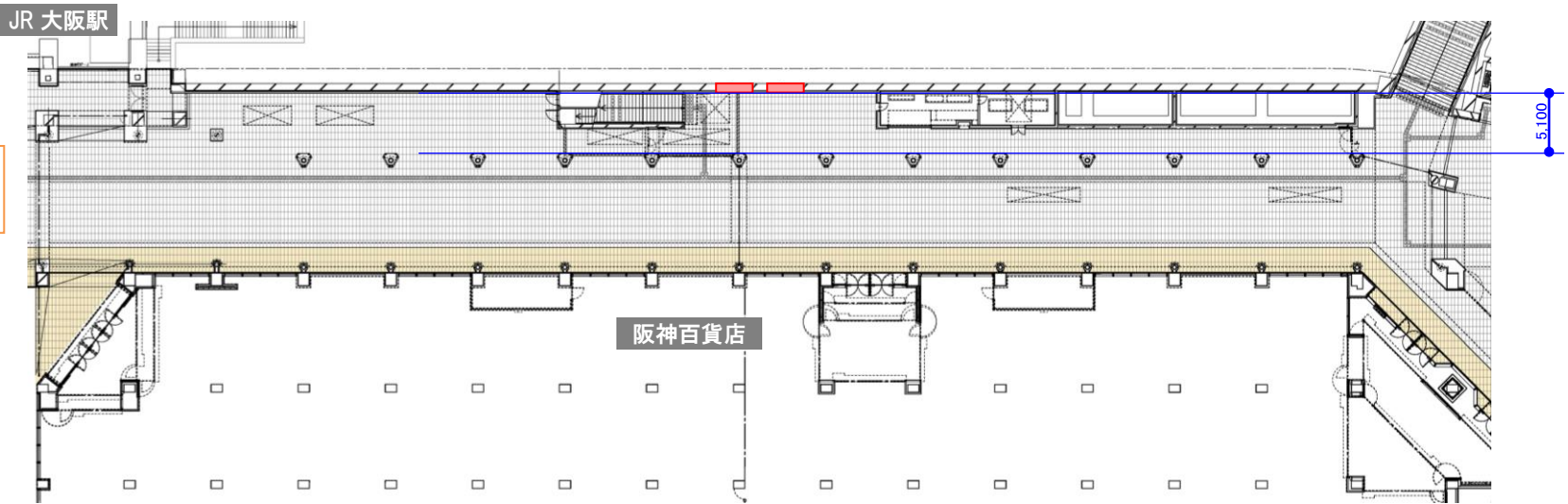
【キープラン】



【配置計画図】

凡例

道路占用許可の特例を
活用する予定の区域



制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1. 広告板（東西地下道）
（ポスター①）

大阪駅前地下道東西地下道（北区梅田3丁目1番1号地先）：2ヶ所
※占用範囲1ヶ所につき、ポスター広告1面を設置

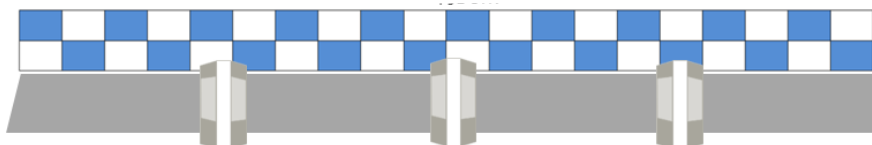
【イメージ写真】



【イメージ図（西エリア）】

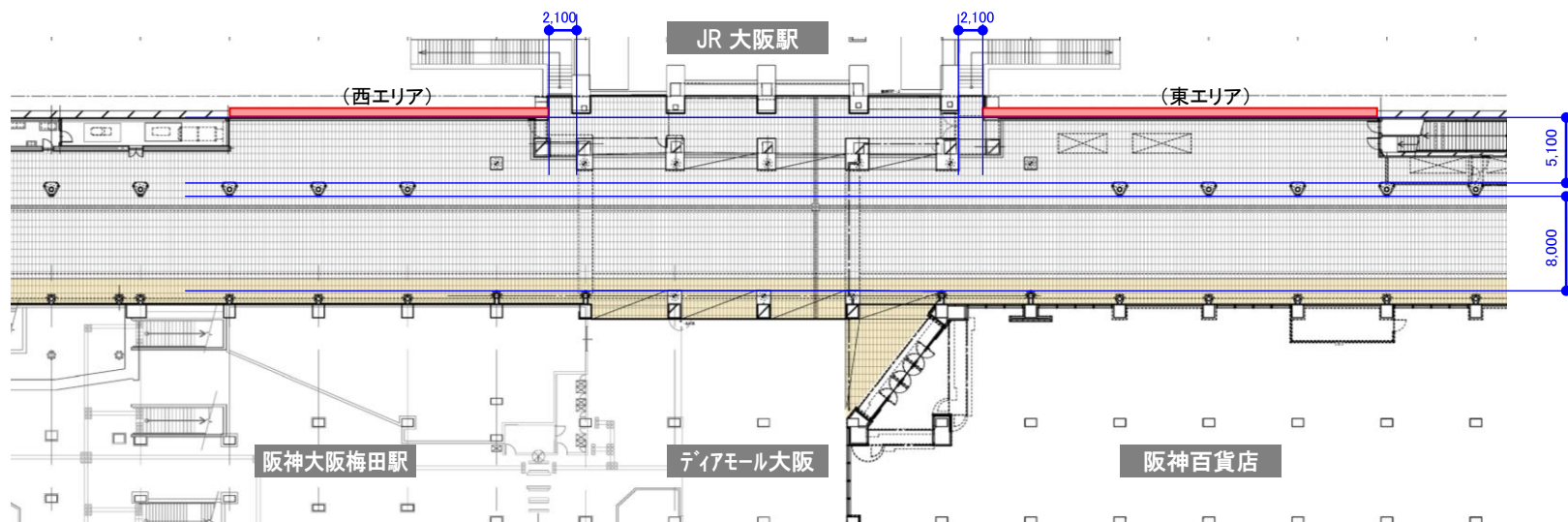


【イメージ図（東エリア）】

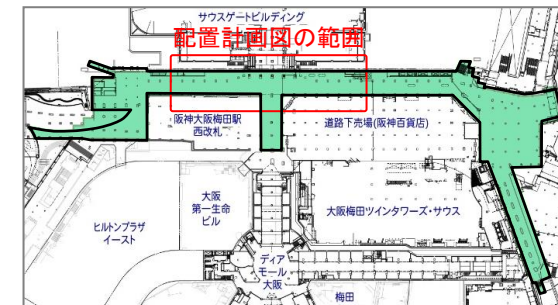


【配置計画図】

凡例
道路占用許可の特例を
活用する予定の区域



【キープラン】



制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

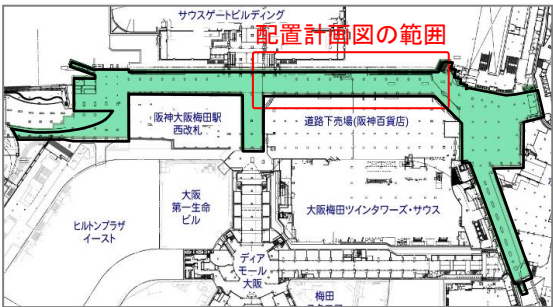
1. 広告板（東西地下道）
（ポスター②）

大阪駅前地下道東西地下道（北区梅田3丁目1番1号地先）：3ヶ所
※占用範囲1ヶ所につき、ポスター広告1面を設置

【イメージ写真】

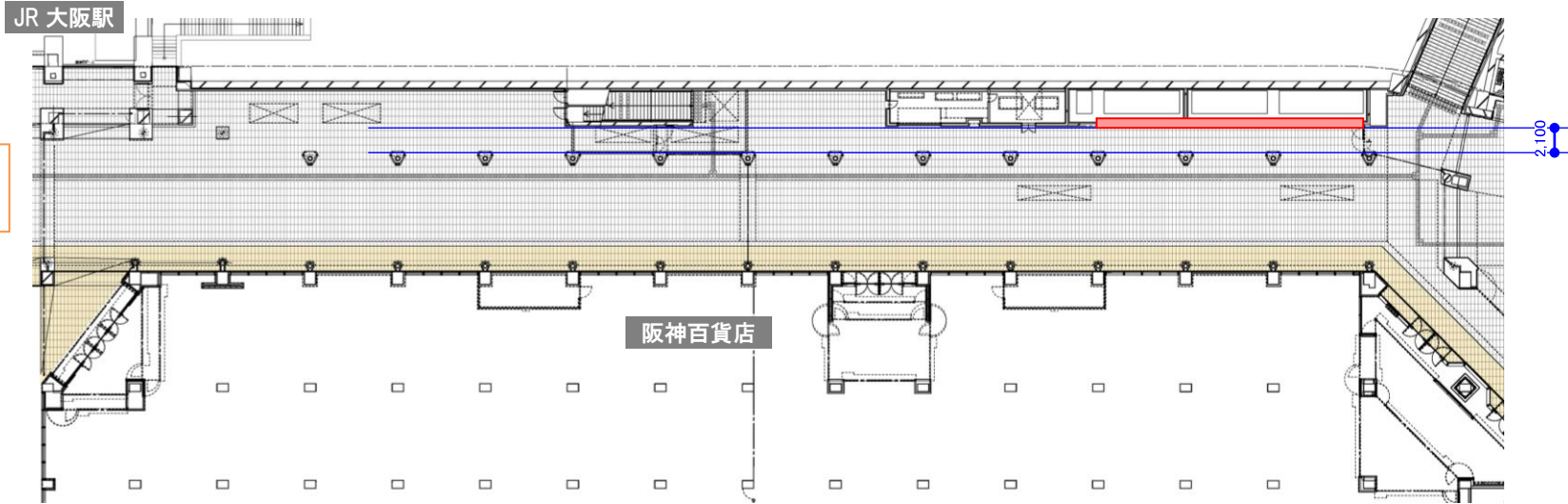


【キープラン】



【配置計画図】

凡例
道路占用許可の特例を
活用する予定の区域



制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

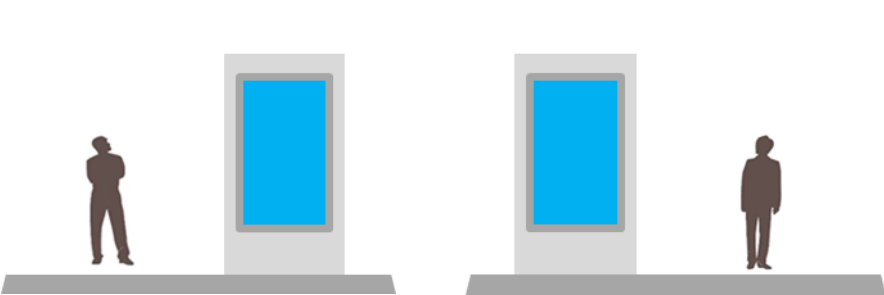
1. 広告板（東広場）
（電照看板）

大阪駅前地下道東広場（北区梅田3丁目1番1号地先）：1ヶ所
※占用範囲1ヶ所につき、電照看板2面を設置

【イメージ写真】



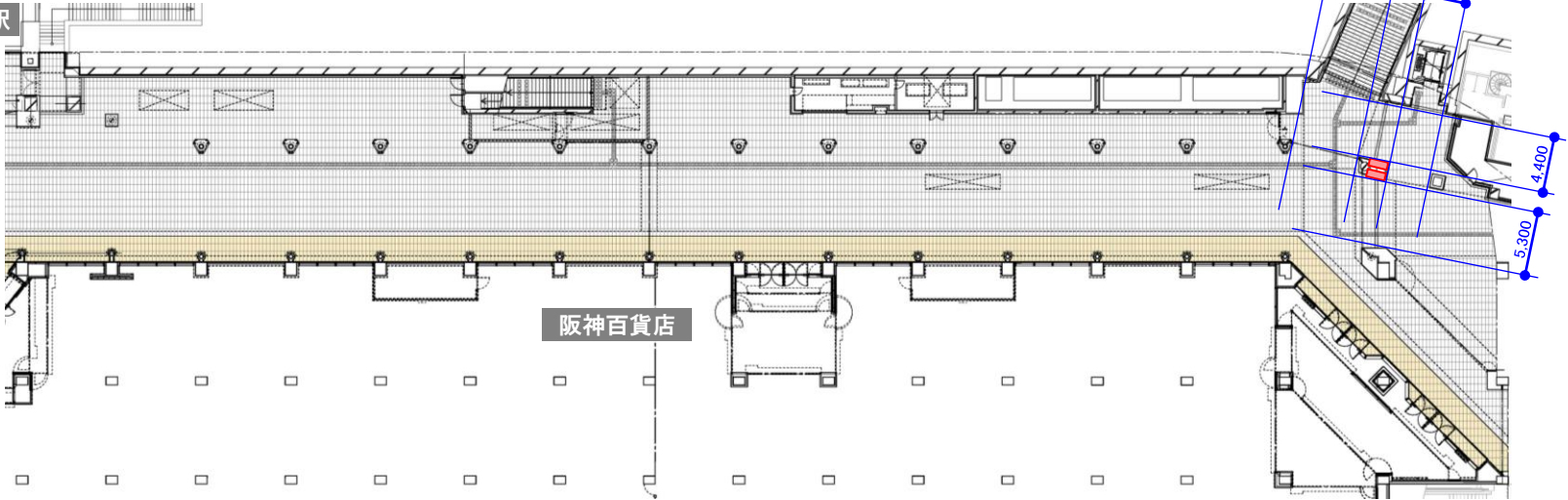
【イメージ図】



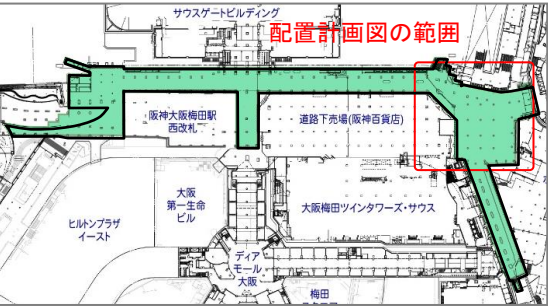
【配置計画図】

凡例
道路占用許可の特例を
活用する予定の区域

JR 大阪駅



【キープラン】



制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

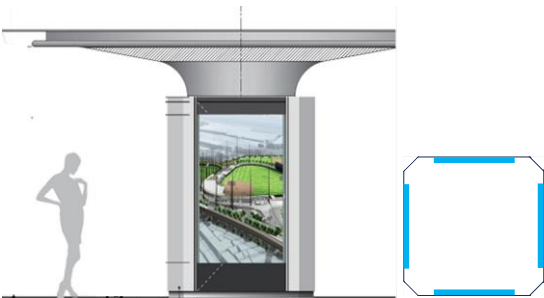
1. 広告板（東広場）
（デジタルサイネージ）

大阪駅前地下道東広場（北区梅田3丁目1番1号地先）：8ヶ所
※占用範囲1ヶ所につき、デジタルサイネージ4面を設置

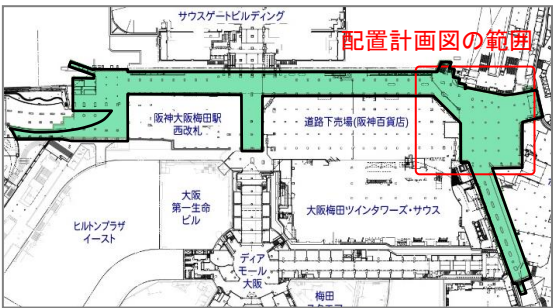
【イメージ写真】



【イメージ図】

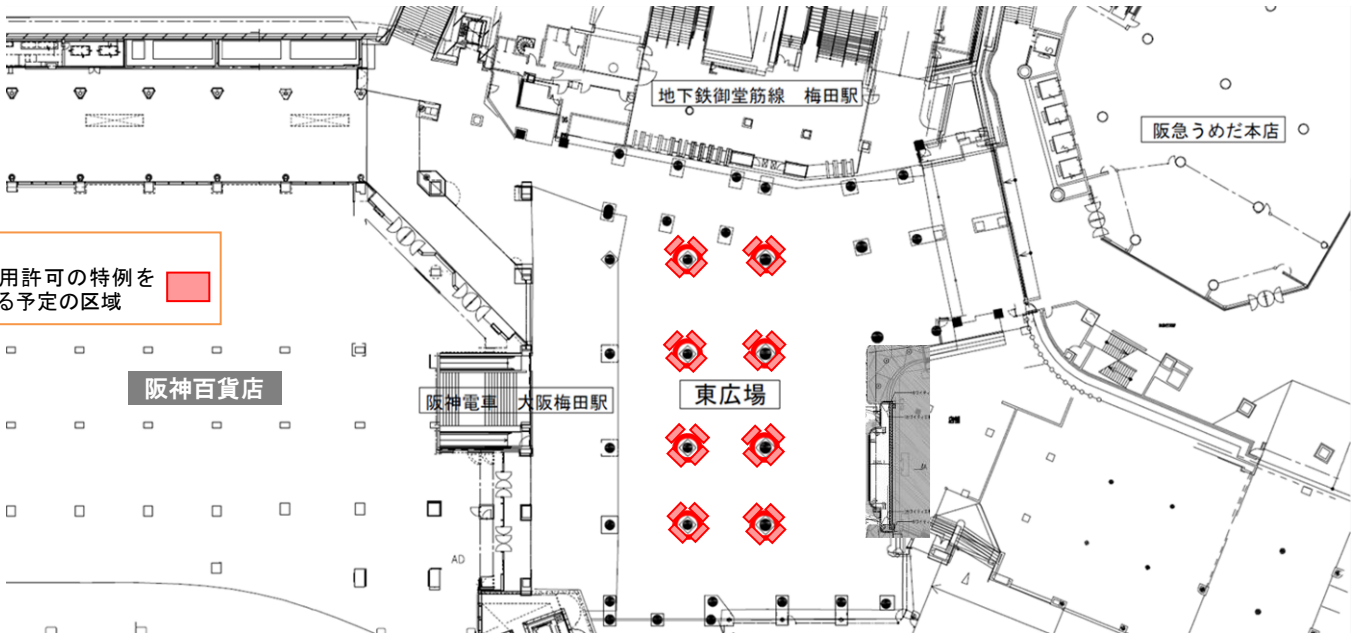


【キープラン】



【配置計画図】

凡例
道路占用許可の特例を
活用する予定の区域



制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

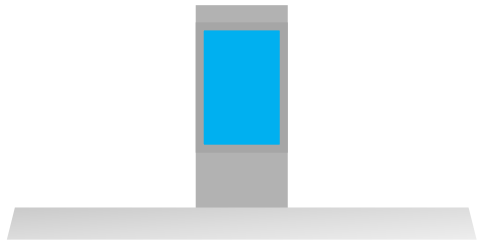
1. 広告板（中央広場）
（電照看板）

大阪駅前地下道中央広場（北区梅田3丁目1番1号地先）：4ヶ所
※占用範囲1ヶ所につき、電照看板1面～2面を設置（計6面）

【イメージ写真】

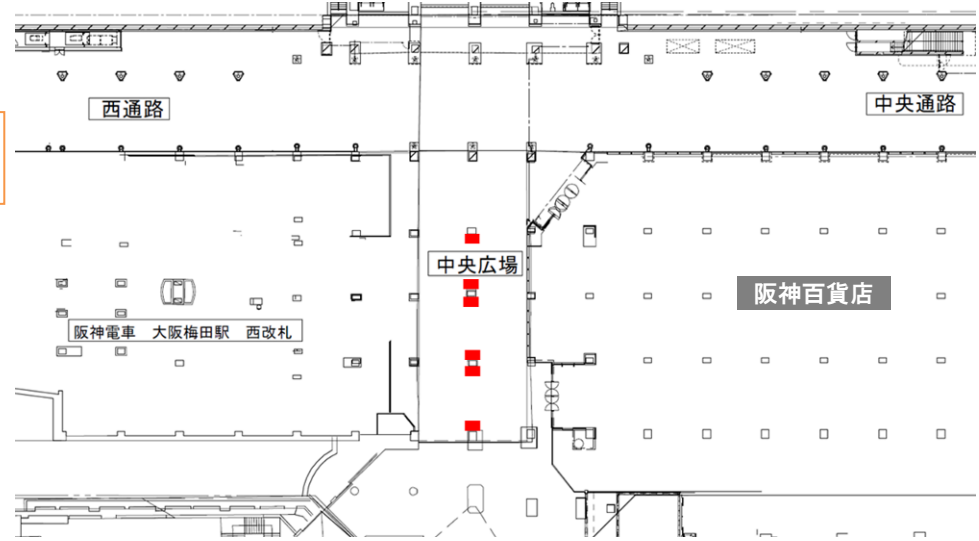


【イメージ図】

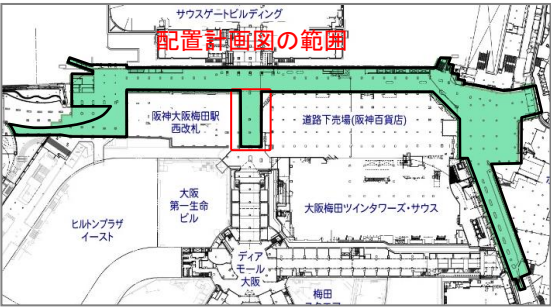


【配置計画図】

凡例
道路占用許可の特例を
活用する予定の区域



【キープラン】



制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

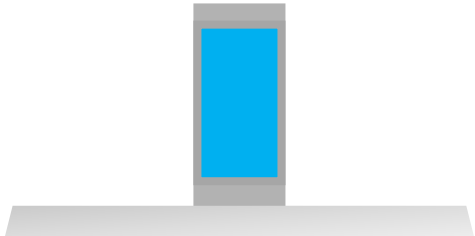
1. 広告板（西広場）
（電照看板）

大阪駅前地下道西広場（北区梅田3丁目1番1号地先）：10ヶ所
※占有範囲1ヶ所につき、電照看板2面～3面を設置（計22面）

【イメージ写真】

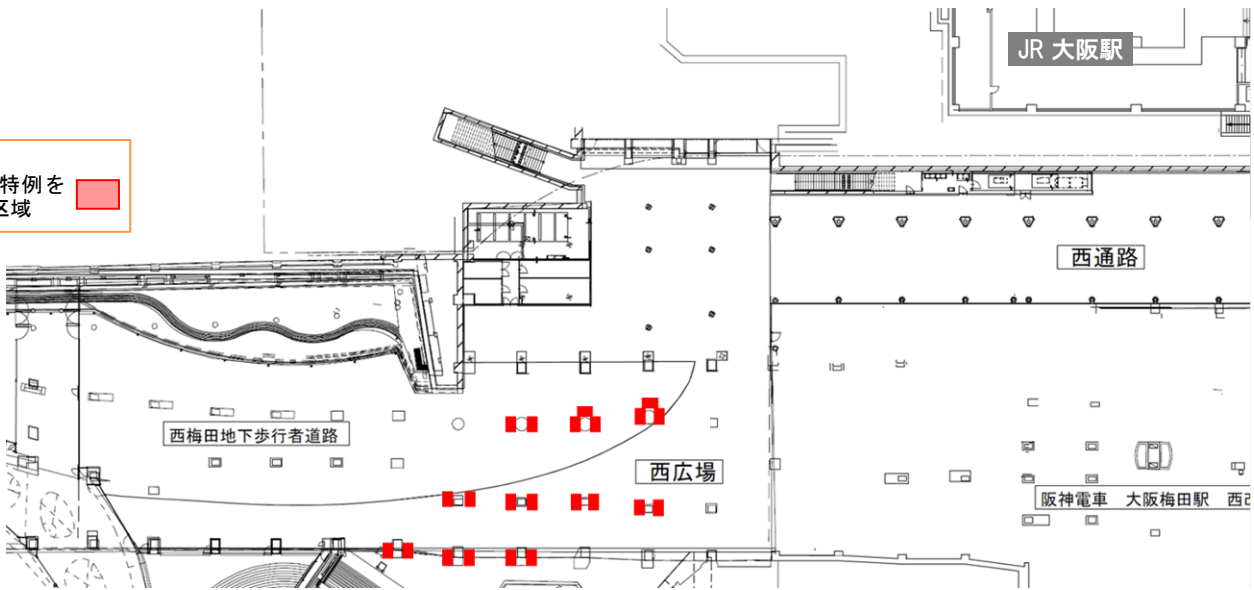


【イメージ図】

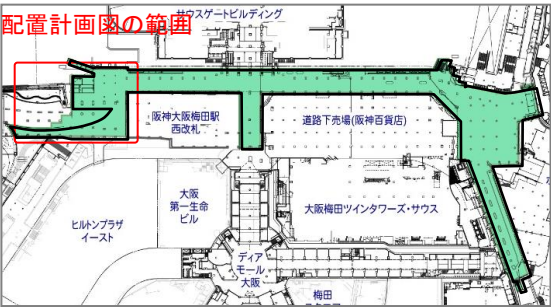


【配置計画図】

凡例
道路占用許可の特例を
活用する予定の区域



【キープラン】



制度別詳細 1-2-①（道路占用に関する事項）

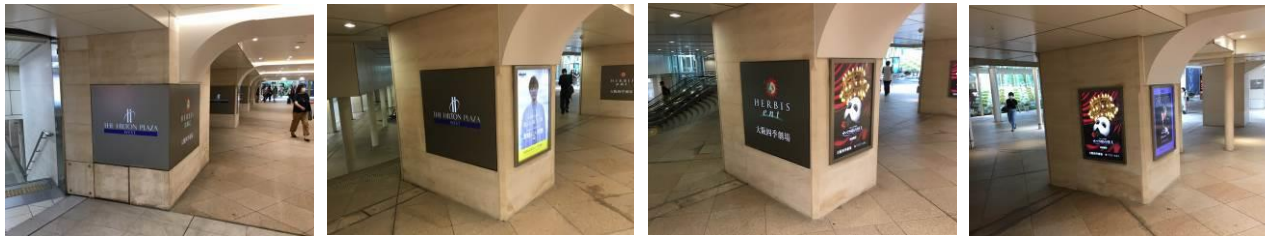
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

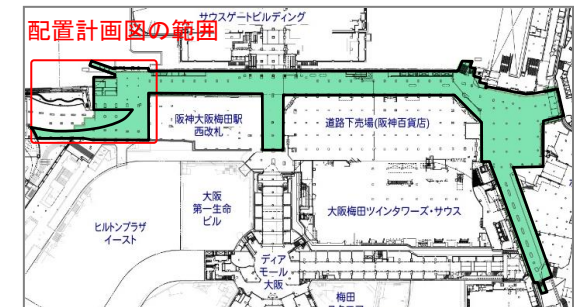
1. 広告板（西広場・ハービス ENT 接続部）
（電照看板）

大阪駅前地下道西広場（北区梅田3丁目1番1号地先）：4ヶ所
※占用範囲1ヶ所につき、柱広告2面を設置（計8面）

【イメージ写真】

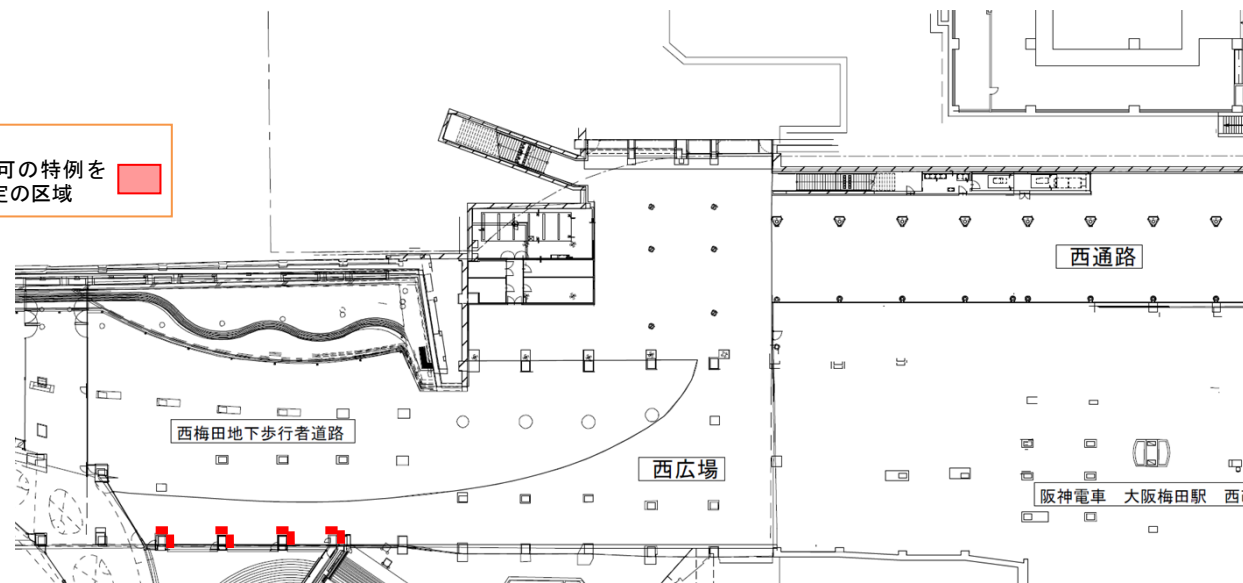


【キープラン】



【配置計画図】

凡例
道路占用許可の特例を
活用する予定の区域



制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1. 広告板（東通路）
（柱巻広告）

大阪駅前地下道東通路（北区梅田3丁目1番1号地先）：8ヶ所
※占用範囲1ヶ所につき、柱の表面に設置（シート貼り）

【イメージ写真】



【イメージ図】

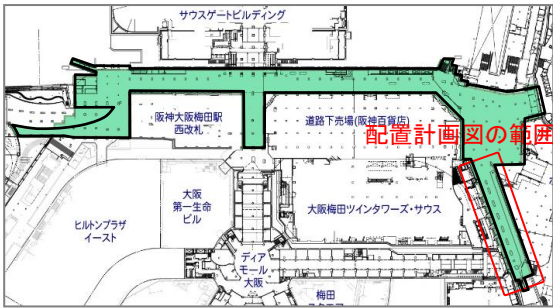


【配置計画図】

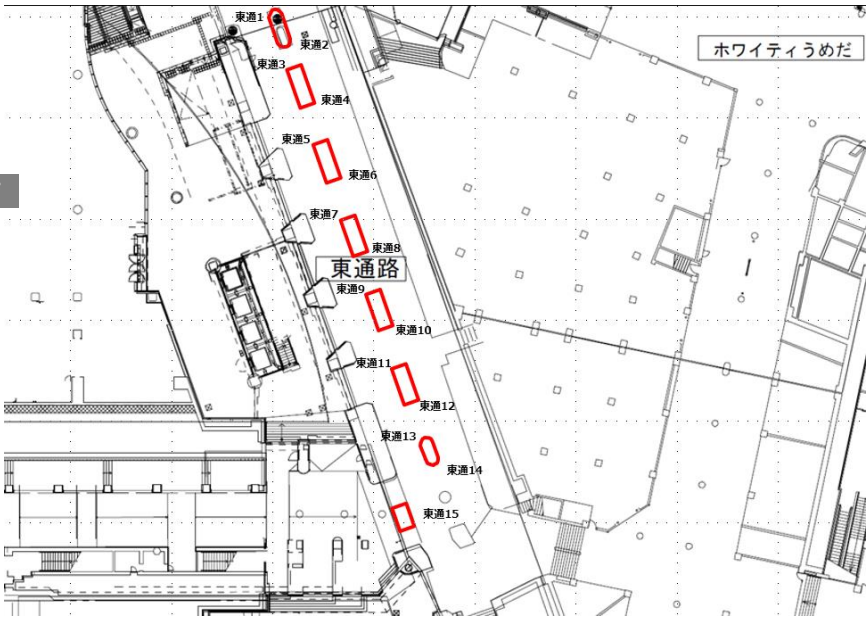
凡例
道路占用許可の特例を
活用する予定の区域



【キープラン】



阪神百貨店



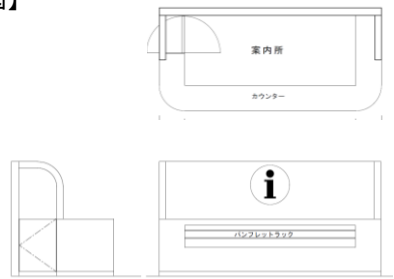
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2. 案内所（東広場）
（有人案内）

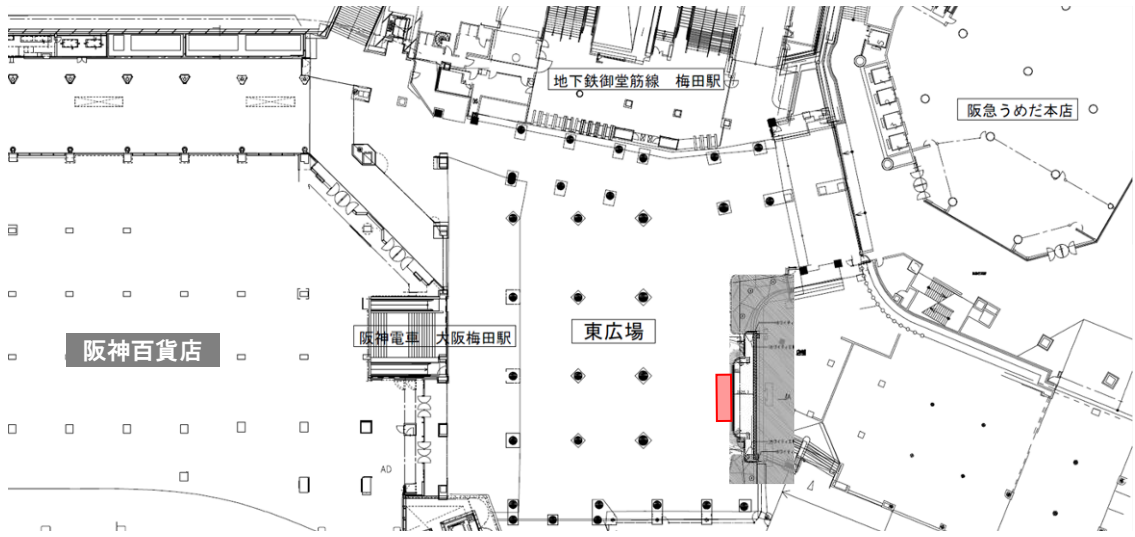
大阪駅前地下道東広場（北区梅田3丁目1番1号地先）：1ヶ所

【イメージ図】

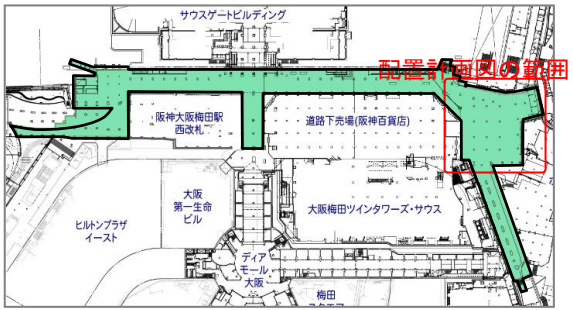


【配置計画図】

凡例
道路占用許可の特例を
活用する予定の区域



【キープラン】



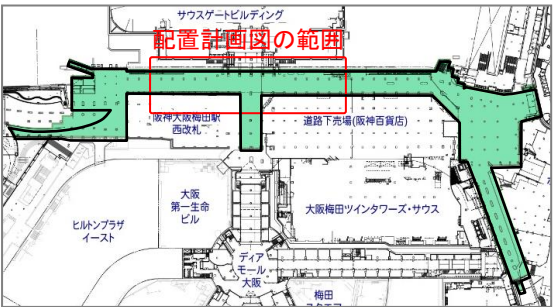
制度別詳細【通常の道路占用許可】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

(参考) 3. イベントスペース (東西地下道)

大阪駅前地下道東西地下道(北区梅田3丁目1番1号地先):2ヶ所

【キープラン】



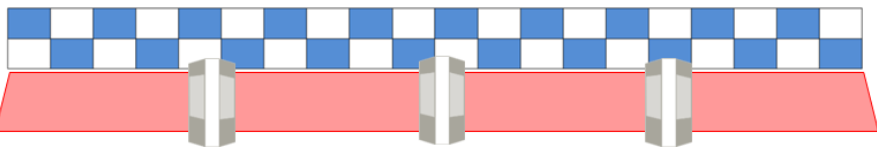
【イメージ写真】



【イメージ図(西エリア)】



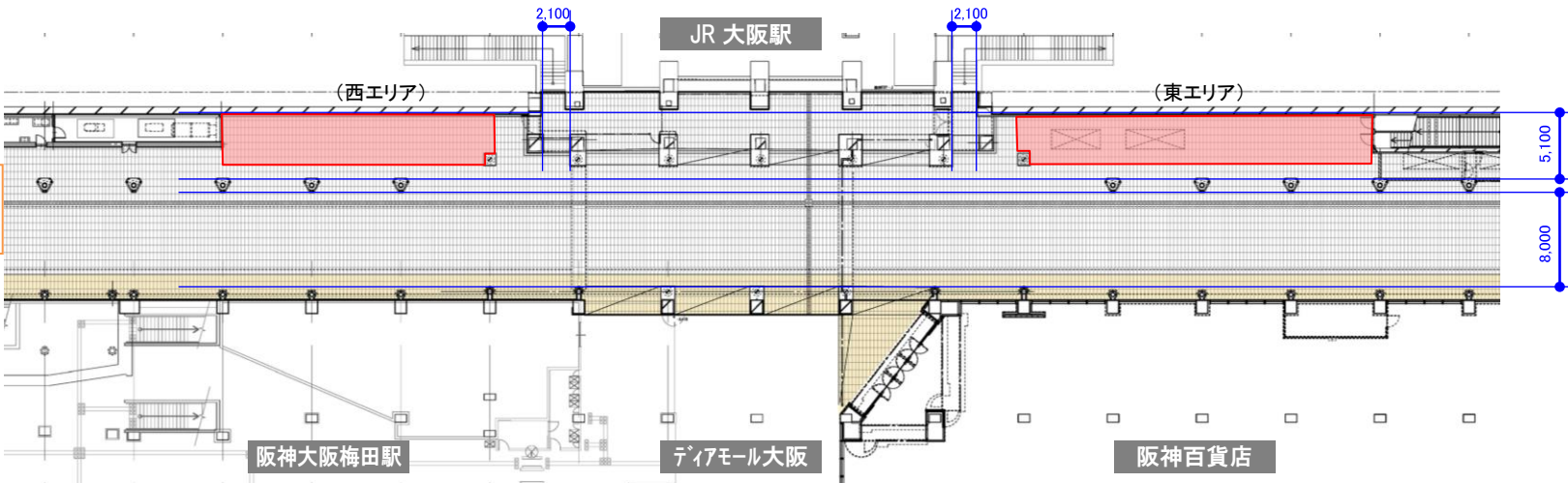
【イメージ図(東エリア)】



【配置計画図】

凡例

通常の道路占用許可を受ける予定の区域



制度別詳細【通常の道路占用許可】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

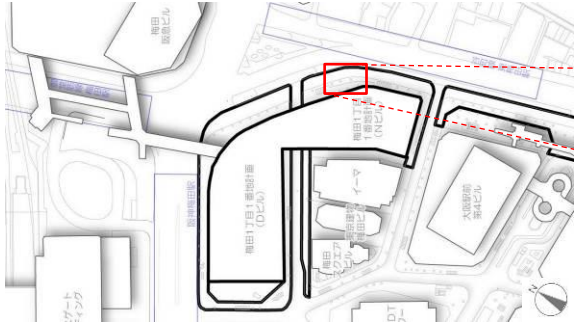
（参考） 4. 屋外ベンチ

国道 176 号歩道部(北区梅田1丁目 13 番 13 号地先):12ヶ所

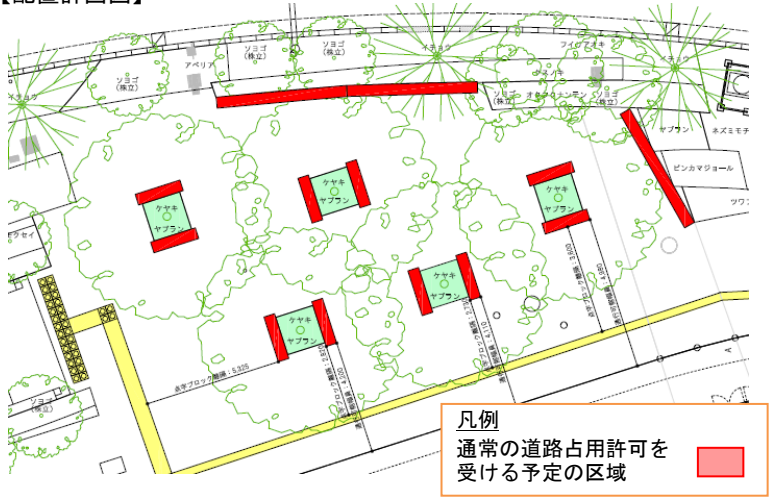
【イメージ写真】



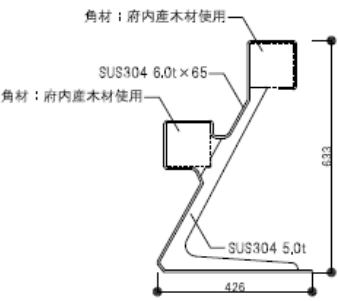
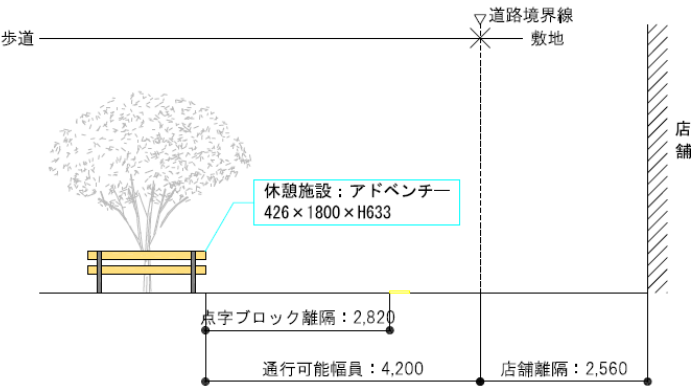
【キープラン】



【配置計画図】



【断面図】



制度別詳細 1-2-④ (道路占用に関する事項)

制度別詳細【通常の道路占用許可】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

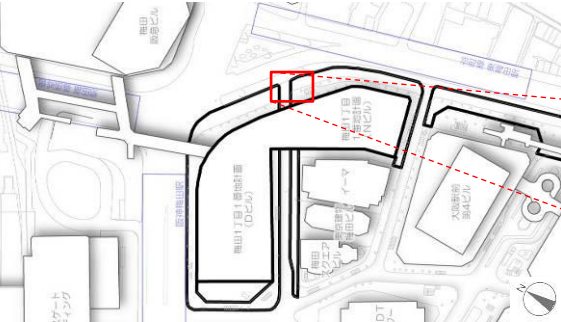
(参考) 4. 屋外ベンチ

国道 176 号歩道部(北区梅田1丁目 13 番 13 号地先):3ヶ所

【イメージ写真】



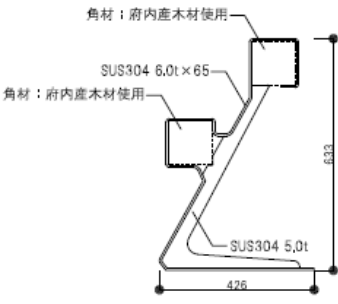
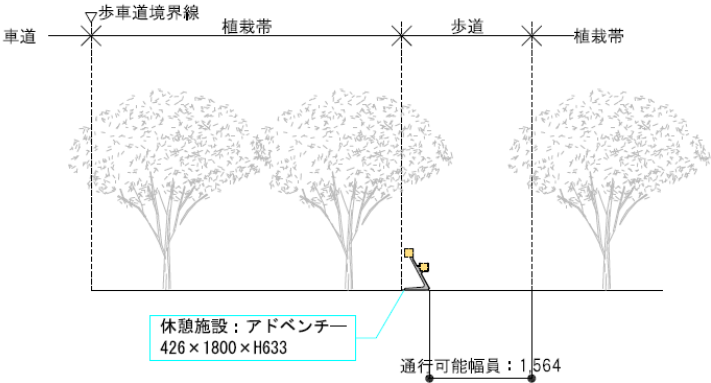
【キープラン】



【配置計画図】



【断面図】



制度別詳細【通常の道路占用許可】

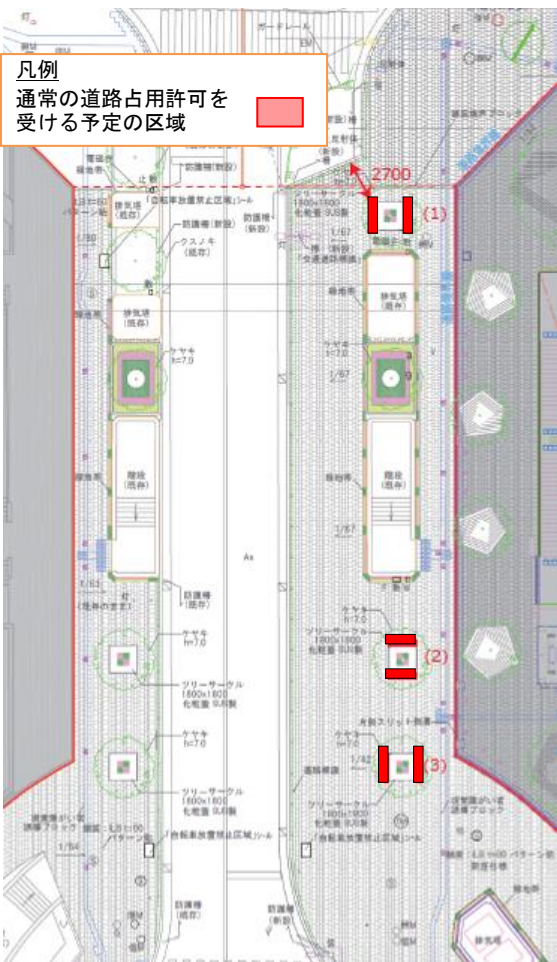
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

（参考）5. 屋外ベンチ

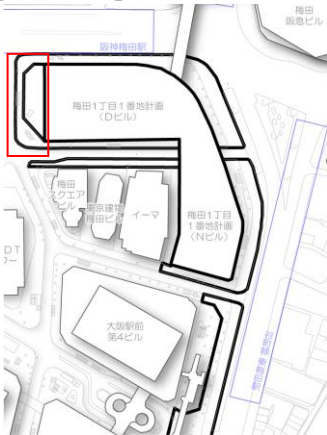
市道梅田駅前線歩道部（北区梅田1丁目13番1号地先）6ヶ所

【配置計画図】

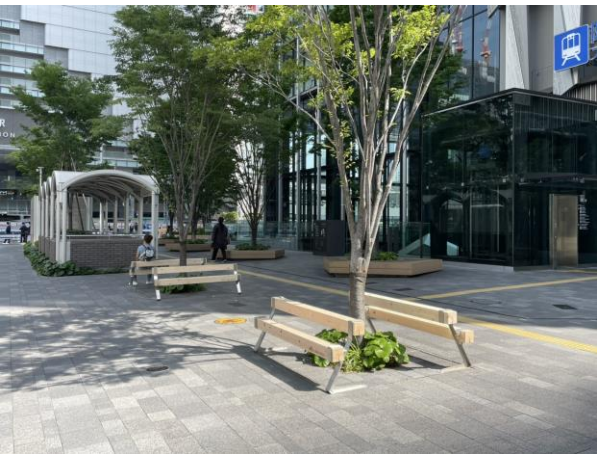
凡例
通常の道路占用許可を受ける予定の区域



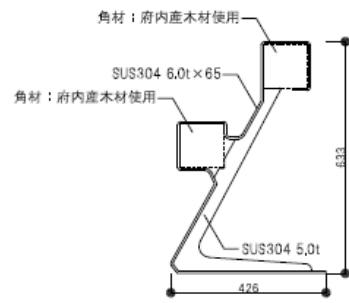
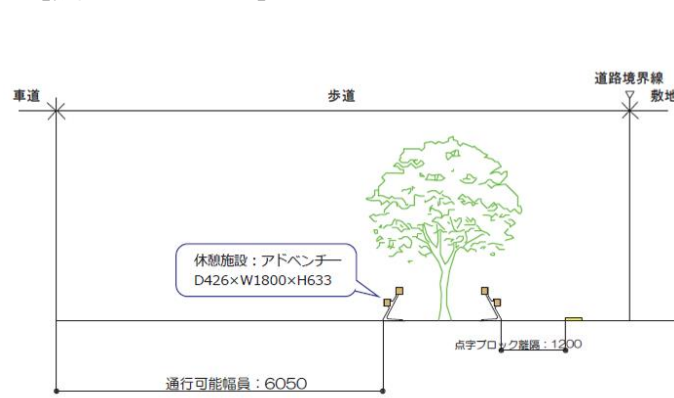
【キープラン】



【イメージ写真】



【設置立面図・断面図】



制度別詳細 1-2-⑥（道路占用に関する事項）

制度別詳細【通常の道路占用許可】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

（参考）6. エリアイベントスペース

市道梅田駅前線歩道部（北区梅田1丁目13番1号地先）

【配置計画図】



【キープラン】



【イメージ写真】



詳細な配置については、道路法等の関係法令を遵守し、安全かつ円滑な交通を確保します。

※なお、歩道拡幅工事の完成時期については、令和8年9月を予定。